

生活保護受給者への介護サービスの提供について

生活保護受給者へ介護サービスを提供する介護事業者は、生活保護法の指定介護機関でなければなりません。

指定介護機関は、生活保護法による保護の趣旨を十分に理解いただき、次のことを守ってください。

義務

指定介護機関は、「指定介護機関介護担当規程」に従って、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。

（生活保護法第 50 条第 1 項）

指導

指定介護機関は、生活保護受給者の介護について、市長の行う指導等を受ける場合があります。

（生活保護法第 50 条第 2 項）

介護扶助決定にかかる留意事項

居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額の範囲内であればなりません。

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られます。入居に係る利用料とは、家賃、管理費（家賃相当の利用料をいう。）及び入居に際し支払う必要がある保証金（敷金に相当するものに限る。）のことを言います。

生活保護受給者への介護サービスの提供について

届出

指定介護機関は、次ページの(1)、(2)のような事由が生じたときは、当該介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に届け出てください。(生活保護法施行規則第10条の2、第14条及び第15条) 介護保険法の指定を受けた時期により、届出の手続きが異なります。

平成26年7月1日以降に、介護保険法の指定を受けた事業者の場合は、(1)を参照してください。平成26年6月30日までに、介護保険法の指定を受けた介護機関の場合は、(2)を参照してください。様式は、神戸市のホームページからダウンロードが可能です。

生活保護 指定 介護

検索

 神戸市ホームページで検索してください。

生活保護受給者への介護サービスの提供について

(1) 平成 26 年 7 月 1 日以降に、介護保険法の指定を受けた事業（サービス）の場合

（介護保険法による指定を受けたことによって生活保護法の指定を受けたものとみなされた介護機関）

届出を要する事由	届出書の様式
届出事項に変更があった場合	変更届書
事業者が当該事業所を休止した場合(再開の意志がある場合)	休止届書
休止した事業所を再開した場合	再開届書
指定介護機関の指定を辞退しようとする場合 (30 日以上の予告期間を設けて届出してください)	辞退届書

介護保険法各条項で種別ごとに指定された介護サービスは、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。

ただし、介護保険法での指定申請時に、生活保護法での指定を不要とする申出書を提出された場合は、この限りではありません。

介護保険法各条項で廃止、辞退、取消、効力が失われたときは生活保護法による指定の効力も失います。

生活保護受給者への介護サービスの提供について

(2) 平成 26 年 6 月 30 日までに、介護保険法の指定を受けた事業（サービス）の場合

届出を要する事由		届出書の様式				
		誓約書 指定申請書	廃止 届書	変更 届書	休止 届書	その他
新たに生活保護法による指定を受ける場合		○				
すでに指定介護機関である場合	事業所が移転により所在地を変更した場合 ※ 1			○		
	事業所の名称を変更した場合			○		
	事業者の名称を変更した場合			○		
	事業所所在地が行政による住居表示の変更等により変更される場合					
	指定を受けた事業の全部又は一部を廃止した場合					
	介護保険法の指定を失効した場合		○			
	事業者が変わった場合（A 法人⇒B 法人） ※ 2					
	事業者が当該事業所を休止した場合(再開の意志がある場合)				○	
	休止した事業所を再開した場合					再開届書
	指定介護機関の指定を辞退しようとする場合 (30 日以上の予告期間を設けて届出してください)					辞退届書
	介護保険法による処分を受けた場合					処分届書

※ 1 の場合

令和 5 年度より取扱いを変更しています。事業所の所在地が変更となった場合は、介護保険の手続きと同様に変更届が必要です。

※ 2 の場合

A 法人の廃止を届け出てください。B 法人の指定は、介護保険法の新規指定をもってみなし指定となるため、指定申請は不要です。

保険医療を取扱う訪問看護ステーションの場合は、介護機関としての指定に加え、医療機関としても生活保護法による指定を受ける必要があります。

生活保護受給者の介護サービス利用について

1 介護保険の被保険者と「生活保護 10 割の者」

65 歳以上	医療扶助の加入の有無に関係なく	介護保険の第 1 号被保険者
40～64 歳	医療保険の加入があれば	介護保険の第 2 号被保険者
	医療保険への加入が無いとき	介護保険の被保険者資格なし

生活保護受給者は国民健康保険加入資格を有しないため、40 歳から 64 歳までの生活保護受給者は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険（組合健保）等の社会保険の被保険者・被扶養者を除いて、介護保険の被保険者とはなりません。

介護保険の被保険者資格を持たない 40 歳から 64 歳までの生活保護受給者が、介護サービスが必要な状態となった場合には、各区の生活支援課では、まず障害福祉サービス等の利用を検討します。

障害福祉サービス等によって介護需要が満たされず、かつ特定疾病により要介護・要支援状態となったときには、「被保険者以外の者」として介護保険と同様のサービスを受けることができます。

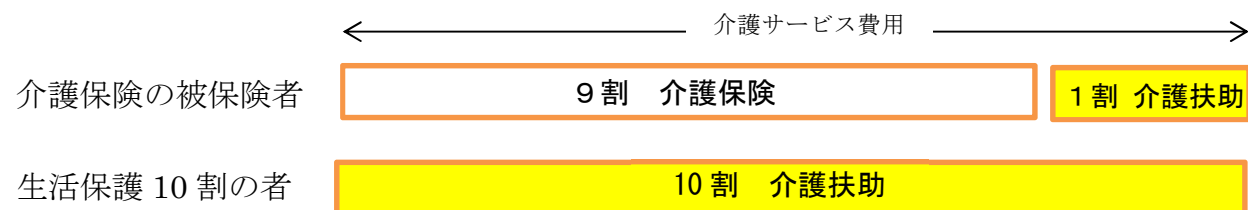
被保険者以外の者が介護保険と同等のサービスを受けた時の介護費用は、全額を生活保護の介護扶助で負担します。
この対象者を「生活保護 10 割の者」と呼び、被保険者番号は「H」で始まります。

生活保護受給者の介護サービス利用について

2 介護サービス費用の負担割合

生活保護受給者で介護保険の被保険者は、介護サービス費用の9割分を介護保険からの給付を受け、自己負担となる1割分を生活保護の介護扶助が負担します。

「生活保護10割の者」は、介護サービス費用の10割全てを生活保護の介護扶助で負担します。



3 介護扶助と障害福祉サービス等との適用関係

- ・介護保険の被保険者（第1号、第2号）は、
介護保険給付及び介護扶助が、障害福祉サービス等より優先します。
- ・「生活保護10割の者」は、生活保護法における「保護の補足性の原理」に基づき、
障害福祉サービス等が介護扶助より優先します。

4 福祉用具の購入や住宅改修

償還払いを伴う場合があります、かつ生活保護受給者から福祉事務所への申請が必要となりますので、必要となった場合は、**事前に**担当ケースワーカーにお知らせください。

【問い合わせ先】

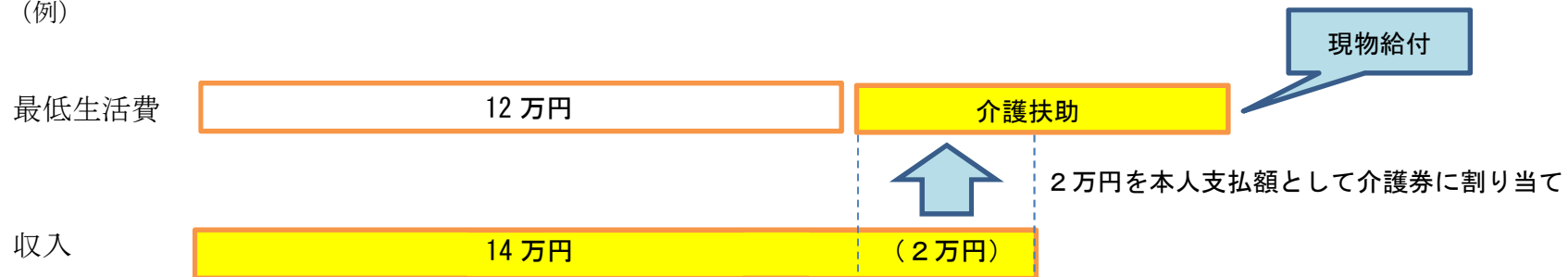
個別事案に関する内容：各区保健福祉部生活支援課
北神区役所保健福祉課保護係
北須磨支所生活支援課
介護扶助に関する内容：福祉局くらし支援課

本人支払額について

1 本人支払額とは

生活保護の制度では、通常は世帯の収入が国の定める最低生活費を下回る場合に生活保護が適用されます。しかしながら、世帯収入が最低生活費を上回る場合でも、医療費や介護費を考慮すれば最低生活の維持が困難な場合には生活保護が適用されます。この場合に、最低生活費の基準まで医療費や介護費の一部を当該世帯が負担したうえで生活保護を適用することになります。この自己負担額を「本人支払額」といいます。

(例)



※上記のケースだと収入 14 万円－最低生活費 12 万円＝2 万円で収入が最低生活費を上回っていますが、介護サービスにかかる費用を含めると収入では最低生活が維持できなくなります。この場合に生活保護を適用することになります。介護サービスは現物支給され本来は本人の自己負担はないものですが、収入が最低生活費を上回っているため、差額の 2 万円まで自己負担していただいたうえで生活保護を適用することになります。

本人支払額について

2 本人支払額の徴収について

本人支払額が発生している世帯については、介護券に金額が明記されているため、介護報酬のうちの介護扶助の金額内（介護保険被保険者は介護報酬の1割、生活保護10割の者は介護報酬の全額）で本人支払額を徴収してください。

(例) 介護保険被保険者で本人支払額が 20,000 円割り当てられており、介護報酬が 50,000 円発生した場合

通常だと、介護保険で 45,000 円、介護扶助で 5,000 円を請求いただき本人の負担はないところですが、本人支払額が割り当てされているので、介護保険で 45,000 円請求いただき、介護扶助分の 5,000 円は本人から徴収していただくことになります。

・介護券（単票）

生活保護法介護券（ ）分														ケース番号		
														地区番号		
公費負担者番号										有効期間	日から 日まで					
受給者番号										単独・併用別	単 独 ・ 併 用					
保険者番号										被保険者番号						
（フリガナ）										生 年 月 日			性 別			
氏 名										生			1. 男 2. 女			
要介護状態区分																
認定有効期間										から			ま で			
居 住 地																
指定居宅介護支援事業者、 指定介護予防支援事業者、 地域包括支援センター名																
事業所番号																
指定介護機関名																
事業所番号																
介護サービス区分																
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
										(本人支払額： 円)						
地区担当者名										取扱担当者名						

- ・介護券（連名簿）

[illegible]

本人支払額欄

保護事務センターについて

平素は、神戸市生活保護事務センター（通称：保護事務センター）の業務にご協力をいただき、ありがとうございます。

保護事務センターでの取り扱い等について、以下のとおり、お知らせいたします。

1 保護事務センターの業務の内容

神戸市で生活保護受給中の方の**介護券**（ただし被保険者番号の頭文字がHの方は除く）の発行依頼受付と発行

（１）居宅サービスをご利用の場合 ⇒ ケアマネジャーの皆様から、「介護保険被保険者証の写し（居宅介護支援事業者の名称、届出年月日が印字されたもの。新規時、及び更新・変更、居宅介護支援事業者変更の場合も必要です。）」、「サービス利用票（兼居宅（介護予防）サービス計画）及びサービス利用票別表」、「マイ・ケアプラン（１）（２）（要支援の方）」を保護事務センターあてお送りください。

※ 生活保護の介護券は、あらかじめケアマネジャーの皆様からご提出いただいた上記の書類を基にサービス提供事業所ごとに発行します。サービス種別の変更、サービス提供事業所の変更があった場合も、変更月の「サービス利用票（兼居宅（介護予防）サービス計画）及びサービス利用票別表」、「マイ・ケアプラン（１）（２）（要支援の方）」をお送りください。

※ 介護保険被保険者証に居宅介護支援事業者の名称等の記載がない場合、別途「居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成依頼の届出（旨の届出）」の控え等もお送りください。

※ 要介護度の変更、更新の場合を除く認定期間中で、サービス利用票及びサービス利用票別表等の内容に変更がない場合、改めて提出いただく必要はありません。

ただし、生活保護受給者が市内転居する場合、転居前の区の福祉事務所と、転居先の区の福祉事務所で保護の実施の切り替え手続き（移管）の期間が発生します。保護の切り替え手続き（移管）完了後、保護事務センターよりご連絡いたしますので、お手数をおかけいたしますが、ご依頼する月（移管開始月）の「サービス利用票（兼居宅（介護予防）サービス計画）及びサービス利用票別表」、「マイ・ケアプラン（１）（２）（要支援の方）」を改めてお送りください。

※ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の場合、必要性の確認のため連絡等をさせていただくことがあります。

※ 介護予防・生活支援サービスをご利用の場合、「マイ・ケアプラン（２）」の「サービス種別」には、サービスの名称（「介護予防訪問サービス」等）を参考追記してください。

保護事務センターについて

(2) 施設サービス、並びに、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護をご利用の場合

⇒ 介護保険被保険者証の写し等、入所年月日、施設名のわかる書類をお送りください。

(3) 生活保護のケースワーカーにご用件がある場合は、従前どおり各区（支所）にお電話ください。

※以下のことについては、従前どおり各区（支所）の担当ケースワーカーにご連絡ください。

- ・福祉用具の購入、住宅改修等、償還申請を伴う介護サービスの利用
- ・生活保護 10 割の者（被保険者番号の頭文字がHの方）の介護券
- ・医療扶助の訪問看護

2 保護事務センターの連絡先

電 話 078-322-0560（直通） ファックス 078-322-6058

3 受付

郵便またはファックスで受付します

【送付先】 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 - 1 神戸市福祉局くらし支援課 保護事務センターあて

【業務時間】 午前 9 時～12 時、13 時～17 時 15 分 （土日祝及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休業）